

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

I 背景

平成 27 年 6 月 1 日から 6 月 10 日にかけてブルガリア・ソフィアにて開催された第 38 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の改正並びに南極史跡記念物の新規指定がなされた。

これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正するもの。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域の変更（施行規則第 1 条関係）

3 つの南極特別保護地区（第 1、第 19、第 57）の区域を変更する。

2. 南極史跡記念物の新規指定（施行規則第 8 条関係）

2 つの南極史跡記念物を新規指定し、名称及び位置を規定する。

3. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

以下（1）～（9）の南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加又は一部変更する。

（1）第 1 南極特別保護地区

- ・当該地区内での単発式ヘリコプター着陸可能地点の座標の訂正
- ・当該地区内での工作物設置目的として「管理活動」を追加
- ・当該地区内での野営実施箇所の座標の訂正

（2）第 2 南極特別保護地区

- ・当該地区内での工作物設置目的として「管理活動」を追加
- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定年月日を明記

（3）第 4 南極特別保護地区

- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定年月日を明記

（4）第 5 南極特別保護地区

- ・航空機の飛行制限高度の変更

（5）第 6 南極特別保護地区

- ・航空機の飛行制限高度の変更
- ・当該地区内での航空機着陸可能地点の座標の訂正

（6）第 19 南極特別保護地区

- ・当該地区内に持ち込む物品の滅菌方法の変更

（7）第 48 南極特別保護地区

- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定年月日を明記

（8）第 55 南極特別保護地区

- ・当該地区内の南極史跡記念物への立入り可能人数の変更

（9）第 64 南極特別保護地区

- ・当該地区内での工作物設置可能期間の変更

●南極特別保護地区

- ① 第1南極特別保護地区(マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルッカリー)※
- ② 第2南極特別保護地区(ホルム湾のルッカリー諸島)
- ③ 第4南極特別保護地区(バレンジー諸島のサブリーナ島)
- ④ 第5南極特別保護地区(ロス海のポーフォート島)
- ⑤ 第6南極特別保護地区(ヴィクトリア・ランドのハレット岬)
- ⑥ 第19南極特別保護地区(フォルリダス沼及びデイヴィス谷)※
- ⑦ 第48南極特別保護地区(南極半島のホープ湾のフローラ山)
- ⑧ 第55南極特別保護地区(ロス島のエヴァンス岬)
- ⑨ 第57南極特別保護地区(ロス島のロイズ岬のバックドアー湾)※
- ⑩ 第64南極特別保護地区(マック・ロバートソン・ランドのスカリン・モノリス及びマレー・モノリス)

※今回区域の変更がある地区

●南極史跡記念物

- ⑪ 第91南極史跡記念物(サウス・シェトランド諸島のリビングストーン島に建てられたブルガリアのセントクリメント・オーリドスキー基地のレイム・ドッグ小屋)
- ⑫ 第92南極史跡記念物(千九百五十九年から二千十年まで南極地域で使用された雪上重トラクター「ハリコフチャンカ」)